

令和4年度から就学援助費（給食費）の支払い方法が変わります

令和4年度から、児童生徒の給食費は各小中学校で集金する方法から、保護者が学校給食センターに直接支払う方法へ変更されます。

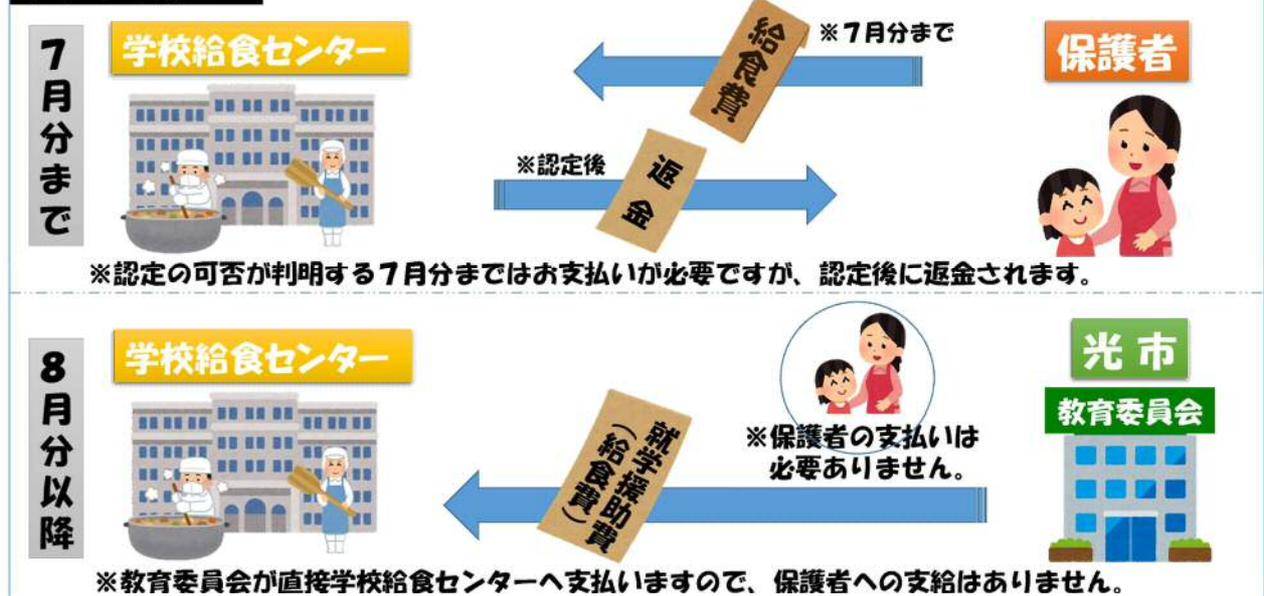
ただし、就学援助の認定を受けた方の給食費については、教育委員会から学校給食センターに直接支払いますので、8月以降は保護者の支払いは必要ありません。

認定の可否が判明する7月分までの給食費はお支払いいただきますが、就学援助の認定を受けた場合は、後日、学校給食センターから返金されます。

令和3年度まで



令和4年度から



【問い合わせ】

○就学援助に関すること

光市教育委員会 教育総務課

電話：0833-74-3601

○学校給食費の支払い・返還に関すること

光市教育委員会 学校給食センター

電話：0833-72-0050